

栗野区（現栗野自治会）の有力者が発覚を恐れていたこと。

資料1 栗野霊園建設時の問題が記されている新聞記事。（墓地建設場所が保安林であった。）

資料2 栗野区共同墓地（栗野霊園）建設当時、偽造された大蔵寺の文書（現大蔵寺代表役員が市役所から取り寄せた）。大蔵寺代表の土地利用権設定契約書の偽造。

資料1の記事では、墓地予定地が大蔵寺の土地では無いように記されているが、実際は大蔵寺所有の山林であり保安林である。

資料2が偽造である根拠

- * 先代代表役員の筆跡とは明らかに違う（筆跡を比べる為の書類参照）。
- * 契約事項や正式な文書、書類には「住職」とは記さない。住職は宗教的な肩書きであり、この様な場合には必ず宗教法人の役職である「代表役員」と記す。
- * 川井宝光の「宝」が「寶」になっている。
- * 大蔵寺の住所が記されていない。
- * 宗教法人の正式な法人印が押印されていない。
- * 便せんに殴り書き。
- * 無償無期限という、墓地使用土地として考えがたい条件。
- * そもそも契約書は、土地の貸主と借主の双方が所有するものであるが、何故か市役所のみ保管されている。

この書類は平成16、17年当時の自治会長は市の窓口で、何ら手続きを行うことなく簡単に複写を手に入れたのだが、現大蔵寺代表が同じ様に求めに行ったときには、重要書類であるので閲覧や複写はできないと門前払いをされた。

後、情報公開条例によって提示を求めたが、開示期間が過ぎているために公開ができないとされた。

しかし、地元自治会長は何故、市の窓口でこの文書を手に入れることができたのかと問いただしたら、宇陀市から数日後に郵便で大蔵寺に送付されてきた。

次期自治会長時、宇陀市役所がこの文書を自治会に回収に来た。

その理由は「本来、この文書は表に出せないものである」からとされたと、当人から報告を受けた。

つまり、この文書は役所が回収に来なければならないほど重要な秘匿文書である事が解る。

H16、17年自治会長が元大宇陀町（現宇陀市）役人であった事から、この様な行政秘匿文書を簡単に手に入れることが出来た。

また、栗野自治会は別項に記している墓地水道は、文化財補助金が投入されて建設をした防火設備から無断で配管を設置して賄っていたことなど「文化財設備目的外使用」という違法行為を行っていた。

さらに、墓地を拡張する際には公園墓地と名を打ち、墓地を公園化する計画であったことも新聞記事には記載されている。

大蔵寺は、墓地の公園化と文化財設備から墓地水道を引く違法行為を承知していない。

地元の墓地を建設する際に当時、地元有力者が高齢であった先代代表役員（住職）を懐柔して、様々な不当な行為を行っていたことが、現大蔵寺代表役員に露見されることを恐れた栗野区（現栗野自治会）の一部のもの（H16、17自治会長含む）によって第二次紛争が引き起こされ、大蔵寺への弾圧、代表役員排除、村八分が行われていた事が確認されている。

また、平成26年に大蔵寺代表役員の個人資産を調査し、自治会総会で発表を行った宇陀市社会教育委員は、これらの者の親戚であり、地元有力者との関係が垣間見える。

まとめ

大蔵寺と栗野自治会（旧栗野区）との紛争は次のような事から起こった。

- ・昭和五十年代、宗教法人大蔵寺の土地を、地元名士や有力者が大蔵寺の土地利用権設定契約書を偽造して、旧大宇陀町（実際には大宇陀町役場に勤める地元民）と共に、不当に自治会共同墓地を建設した。
- ・墓地水道は文化財補助金を投入して建設された消火設備から無断で違法に引いて使用していた。文化財設備目的外使用。

結論

- ・これらの不正を行う為に地元有力者は宗教法人大蔵寺を「村寺」として位置づけて、大蔵寺運営に介入して圧力をかけ、宗教法人の主権と代表役員の権限を奪っていた。
- ・現代表就任時に、これらの不正発覚を恐れた地元有力者が大蔵寺弾劾を行い、現代表を追放する活動を行った。（仮に現代表が辞任しても、次期代表によって不正は暴かれる。時間の問題）。
- ・大蔵寺と栗野自治会の紛争は、これら有力者によって不当に起こされたものである。
多くの自治会員や地元民は、この事実を知らずに有力者の権力や同調圧力で、この紛争に加担せざる得なかった。（現在では、これらを知る方々から理解者が現れるようになった。）

*大蔵寺と栗野自治会の紛争の事実を知りたいという、地元民からの訴えにより公開した。

*現在では自治会より土地使用料を支払ってもらっており、当時の問題への責任追及は行わないが、未だに不当に大蔵寺を中傷し、運営の妨害を行う地元有力者がいるために、この件を公開した。